

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月26日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

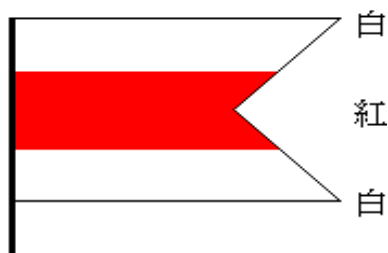
- (1) 区域 秋田県秋田市沖（付図のとおり）
- (2) 期間 令和8年5月1日から
令和8年9月30日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚





測地系：WGS84
座標系：UTM Zone10

頂点	北緯	東經	X	Y
A	39°43'23.91000"	140°00'04.18000"	-30387.4	-71341.7
B	39°35'51.76737"	140°00'50.47186"	-44342.0	-70366.6
C	39°35'51.85958"	140°03'38.12970"	-44373.6	-66366.7
D	39°40'41.60000"	140°04'21.92000"	-35447.4	-65246.3



図1 調査区域図